平成２１年（フ）第９６４号
東京都東大和市向原３丁目10番地13―302号
債務者　神山　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６６号
秋田県横手市山内黒沢字田代沢口４番地
債務者　山下由美子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第９１２号
東京都調布市西つつじヶ丘４丁目23番地　神代公団住宅44号館406号室
債務者　渡邉　和子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９１３号
東京都調布市西つつじヶ丘４丁目23番地　神代公団住宅44号館406号室
債務者　渡邉　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７２号
広島県福山市千田町大字千田3105番地４
債務者　黒田　聖子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第４０３号
長崎県佐世保市日野町790―20　コーポヒロ201、住民票上の住所長崎県佐世保市日宇町2719番地６
債務者　森田　慎也
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷11番地７
債務者　三岳　信吾
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷11番地７
債務者　三岳　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
長崎県佐世保市小佐々町黒石517番地18　ファーストインサンヴェールⅢ206
債務者　赤木　美和
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免628番地
債務者　柴田　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
長崎県佐世保市権常寺町847番地12
債務者　筒井　由美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
長崎県佐世保市早苗町336番地24
債務者　山本　敏康
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
長崎県佐世保市早苗町336番地24
債務者　山本ミツ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１６５３９号
神奈川県横浜市都筑区東山田４丁目５―７―307
債務者　益田　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５４０号
埼玉県加須市久下４丁目17―７
債務者　宮口裕見子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５５７号
東京都世田谷区若林１丁目26―13
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可